大山火山の噴火に伴う降下火砕物の層厚評価の見直しの概要

【申請の概要】

- ・噴出規模を見直し、既許可と同様に降下火砕物シミュレーション(Tephra2)を実施。
- ・シミュレーション結果に基づき、降下火砕物の最大層厚を算出。
- ・発電所の建屋や設備が降下火砕物の重量に耐えられること、建屋内の機器の吸気や排気に影響がないことを確認。

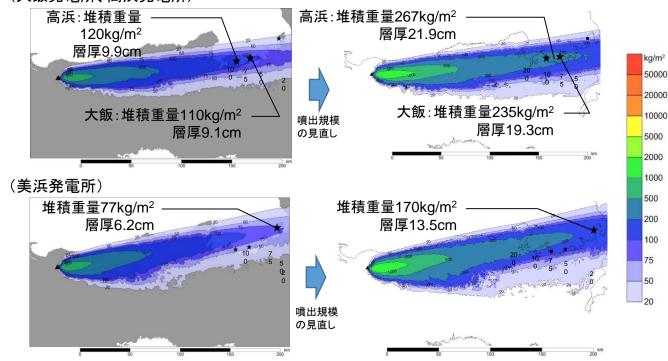
「降下火砕物※の最大層厚]

発電所	現在の設置変更許可		今回の申請	
	噴出規模	層厚	噴出規模	層厚
美浜発電所	5km³	10cm	11km³	15cm
高浜発電所				25cm
大飯発電所				22cm

※火山が噴火した際に噴出する火山灰や火砕流など

[降下火砕物シミュレーションの結果]

(大飯発電所、高浜発電所)



(参考)原子力規制委員会「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の 規定に基づく命令について」(2019年6月19日 原規規発第1906193号)

〇命令の内容

関西電力は、原子力規制委員会が新たに認定した事実を前提として原子炉等規制法第43条の3の6第1項の 基準に適合するよう、原子炉設置変更許可の基本設計ないし基本的方針を変更すること。

このため、2019年12月27日までに原子炉等規制法第43条の3の8第1項の許可に係る申請をすること。

「平成31年度第4回原子力規制委員会において新たに認定した事実」

- ・大山生竹テフラ(DNP)の噴出規模は11km3程度と見込まれること。
- ・大山倉吉テフラ(DKP)とDNPが一連の巨大噴火であったとは認められず、前記噴出規模のDNPは本件発電用原子炉施設の火山影響評価において想定すべき自然現象であること。